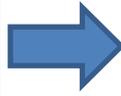


1 日中系サービス事業所が営業時間帯の前後に日中一時支援を提供する場合

(1) 延長支援加算がないサービス

【平成27年3月末まで】

4時間以下	日中一時支援 195単位
4時間を超える 場合	別添の単位表(旧 単位)のとおり



【平成27年4月以降】

1時間以下	日中一時支援 61単位
1時間を超えて2時間以下	日中一時支援 92単位
2時間を超えて3時間以下	日中一時支援123単位
3時間を超えて4時間以下	日中一時支援196単位
4時間を超える場合	別添の単位表(新単位) のとおり

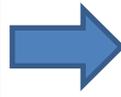
※ただし、30分未満の場合は、算定できない。

(2) 延長支援加算があるサービス

①生活介護事業所

【平成27年3月末まで】

4時間以下	日中一時支援 195単位
4時間を超える 場合	別添の単位表(旧 単位)のとおり



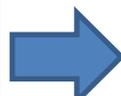
【平成27年4月以降】

2時間以下	日中一時支援算定不可 延長支援加算を算定
2時間を超えて3時間以下	日中一時支援123単位
3時間を超えて4時間以下	日中一時支援196単位
4時間を超える場合	別添の単位表(新単位) のとおり

②障害児通所支援事業所(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ)

【平成27年3月末まで】

4時間以下	日中一時支援 195単位
4時間を超える 場合	別添の単位表(旧 単位)のとおり



【平成27年4月以降】

3時間以下	日中一時支援算定不可 延長支援加算を算定
3時間を超えて4時間以下	日中一時支援196単位
4時間を超える場合	別添の単位表(新単位) のとおり

※ただし、重症心身障害児については、4時間以下までは延長支援加算を算定することができる。
(重心の延長支援加算は2時間以上で256単位の為)

2 1 以外の場合

特に変更なし。1 以外のケースは、4時間以下の報酬単価を細分化せず、一つの区分とする。(利用時間が3時間を下回っても、4時間以下の単価を算定)

【平成27年3月末まで】

4時間以下	日中一時支援 195単位
4時間を超える 場合	別添の単位表(旧 単位)のとおり



【平成27年4月以降】

4時間以下	日中一時支援 196単位
4時間を超える 場合	別添の単位表(新単位) のとおり

※ただし、30分未満の場合は、算定できない。

※同日に日中一時支援のみを提供する場合及び、同日に日中系サービスを異なる法人で提供する場合は、2 の単位数での算定が可能。